

令和2年度
鳥獣保護管理に係る人材登録事業
鳥獣フロテータバンク活用促進事業
手順書（改訂第2版）

令和2年10月

環境省

1. 鳥獣プロデータバンク活用促進事業の概要

鳥獣の保護管理を効果的に進めるためには、専門的知見や技術を有する人材の活用を更に促進していく必要があります。このため環境省では、専門的知見や技術を有する技術者を登録し、地方公共団体等の要請に応じて、登録者の情報を紹介する事業（鳥獣保護管理に係る人材登録事業（以下「人材登録事業」とします。））を実施しています。

加えて、登録者の活用を促進することを目的に鳥獣プロデータバンク活用促進事業（以下「促進事業」とします。）を実施いたします。令和2年度は、従来の登録者の情報提供に加え、鳥獣保護管理事業を実施する行政や鳥獣による被害防止の取組を進める地方公共団体、農業・林業団体等（以下「利用者」とします。）が、鳥獣保護管理に関する活動（研修会・講義等）を行うため講師等として登録者を招聘する場合、支援として一定額の謝金を、本事業を通して活動した登録者へ、人材登録事業運営事務局（以下「事務局」とします。）からお支払いします。

2. 利用申請～活動実施～謝金支払いまでの流れ

（1）全体の流れ

- ① 鳥獣保護管理・被害防止を目的とした研修会・講義等において登録者を招聘する活動を実施する際に、活動の目的、対象となる鳥獣種、活動地域等に応じた適切な登録者を事務局から紹介してもらう。または『鳥獣プロデータバンク』から該当する登録者を見つけます。
『鳥獣プロデータバンク』登録者一覧のページ
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1-1/index.html>
- ② 招聘を依頼する登録者を決定した後、『利用申請書』に必要事項を記入し、事務局へ提出します。
- ③ 事務局から登録者に『利用申請書』の内容を伝え、情報提供の可否を尋ねます。
- ④ 登録者から了承を得たのち、事務局から利用者へ登録者の情報（連絡先）を提供します。
- ⑤ 利用者から登録者へ直接連絡し、依頼する活動内容や経費負担等について調整します。
- ⑥ 活動を実施し、登録者が活動します。
- ⑦ 活動終了後に、利用者が『活動報告書』を事務局へ提出します。
- ⑧ 『活動報告書』の提出を確認次第、事務局から登録者に対し謝金（1名1回当たり17,700円）の支払いを行います。

※①～⑥までが令和元年度までの人材登録事業と同一の内容となります。

⑦～⑧が促進事業として新たに追加された内容となります。

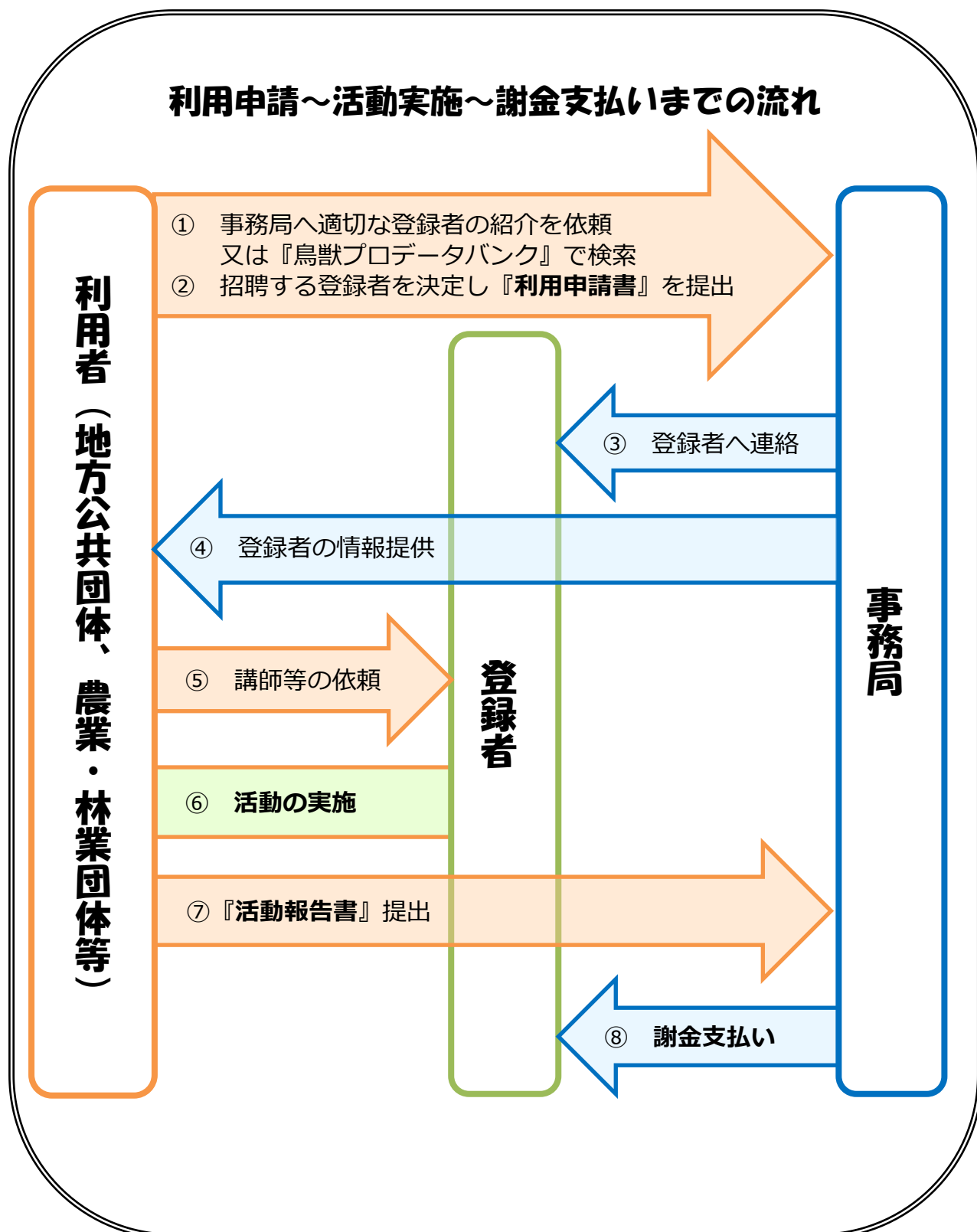
（2）謝金支払い対象期間

令和2年10月19日（月）～令和3年3月1日（月）に活動を実施し、活動報告書を3月12日（金）までに事務局へ提出した場合、謝金支払いの対象となります。

なお、この期間外においても、登録者の紹介は可能です。

(3) 必要提出書類

- 利用申請書（鳥獣プロデータバンクトップページの「利用するには」からダウンロード可能です。）
- 活動報告書



3. 留意事項

- 利用申請書には、申請時点で決定している範囲で構いませんので、登録者へ依頼する活動内容を記載してください。
- 利用者については、事業の趣旨から、鳥獣保護管理に取り組む地方公共団体、農業団体、林業団体等の公益性を有する団体を基本的に想定しております（原則として、個人に対する情報の提供は致しかねます）。
- 登録者の活動に関する内容及び必要な経費、利用者と登録者間で直接相談して決めていただきます。
- 登録者の方と相談し、促進事業の利用が決定した場合、運営事務局にご連絡ください。また、活動報告書提出前に急遽活動中止等の都合で促進事業を利用しないことが分かった場合も、速やかに運営事務局にご連絡願います。
- 促進事業では、研修会・講義等（Web開催を含む）において登録者を招聘する活動を対象としているため、行政が主催する協議会の委員としての助言や執筆依頼等についての謝金支払いは行いません（その場合も、登録者の紹介は可能です）。
- 謝金は運営事務局から直接登録者へ支払われます。謝金支払いには活動地までの交通費は含みません。
- 令和2年度促進事業における登録者への謝金支払いの人数は、年度内50名を上限とさせていただきます。謝金支払いの希望申請をした人数が上限に達した時点で、今年度の希望申請は締め切らせていただきますので、ご了承ください（その場合も、登録者の紹介は可能です）。
- 登録者が謝金対象者になるのは、活動報告書提出後となります。そのため、活動を実施した後、速やかに活動報告書の提出を願います。
- 提供を受けた登録者に関する個人情報、第三者に提供できません。

4. 促進事業に関するQ&A

Q1：促進事業の対象となる活動は？

A：鳥獣保護管理に関する研修会、講義、技術指導等（Web開催を含む）において登録者が講師・指導者等として活動する場合を想定しています。このため、協議会等における助言や執筆依頼等についての活動に対しては謝金の支払いはできません（その場合であっても、登録者の紹介は可能です）。

Q2：謝金支払いはどのような手続きを行うのか？

A：利用申請書の謝金支払いを希望するという項目に○がつけられていた場合、事務局から登録者へその旨を伝え、謝金受け取りの可否を確認します。活動実施後、利用者から事務局へ活動報告書が提出されたことを確認次第、登録者へ入金先をお伺いし、謝金をお支払いします。

Q 3 : 同じ登録者へ複数回の研修会を依頼する場合、複数回の謝金支払いが行われるのか？

A : 多くの団体に促進事業を活用していただくため、謝金支払いは原則 1 団体につき年度中 1 回までとさせていただきます。ただし、『利用申請書』の提出に当たって、複数回の研修会を実施する旨の計画書が示された場合は、年度中に同一団体に対して 3 回を限度として支払いを行います。

Q 4 : 利用申請書を出した後、調整した研修等の日程が次年度となったが促進事業の対象になるのか？

A : 促進事業は令和 2 年度事業として実施していることから、令和 3 年 3 月 1 日(月)までに活動を行い、同年 3 月 12 日(金)までに活動報告書を提出した場合に謝金支払いの対象としています。なお、3. 留意事項にもあるとおり上記期限までに謝金支払いの人数が上限に達した場合には、期間内の活動であっても対象となりません。

Q 5 : 利用申請書提出前に、謝金支払いの人数が上限に達しているか確認したいが、どこで確認したらよいか。

A : 運営事務局へメールまたは電話にてお問い合わせください。また、お問い合わせ時には上限に達していなくても、利用申請時に上限に達している可能性もございますのでご承知おきください。

Q 6 : 年度末に研修等を実施するため活動報告書の提出が次年度となるが、促進事業の対象となるのか？

A : Q 4 のとおり、令和 3 年 3 月 12 日(金)までに活動報告書を提出した場合に謝金支払いの対象としていますので、対象となりません。

Q 7 : 促進事業で支払われる謝金 17,700 円は活動内容に関わらず一括なのでしょう。1 時間程度の講義を依頼する場合と、実習を伴うような半日がかりの研修の講師を依頼する場合で謝金が異なるのか？

A : 活動時間や活動内容に係わらず 1 回当たり 17,700 円の支払いとなります。招聘に当たっては、1 回当たりの活動時間を有効に活用願います。

Q 8 : 促進事業で支払われる謝金 17,700 円は一般的な金額なのか。活動の内容によっては、講師(登録者)が用意する資料や機材などの経費が嵩み金額が高くなることも想定されるのか？

A : 環境省において専門家が会議に出席する際の謝金を基準としています。資料や機材等に要する経費が発生する場合は、利用者負担となります。利用者の方から登録者の方へ直接連絡し、調整願います。

Q 9 : 促進事業で支払われる謝金には、活動地までの旅費(交通費、宿泊費等)は含まれる

のか。含まれないとしたら、交通費等の旅費は誰が負担するのか？

A：促進事業では謝金の支援のみであり、活動地までの交通費や宿泊費等の旅費は支払いの対象にはなっておりません。旅費の支払いが発生する場合は、利用者負担となります。利用者から登録者へ直接連絡し、調整願います。

Q10：促進事業で登録者に支払われる謝金（17,700円）に加えて、利用者自らが必要な謝金を支払うことは可能か？

A：可能です。

登録者の活用にあたっては、促進事業の謝金に加え利用者が支払うことも可能ですが、本事業をどのように活用するかは、利用者から登録者へご説明願います。

Q11：利用申請書を提出せず（本事業を通さず）、登録者へ活動を依頼し活動を実施した後でも、利用申請書と活動報告書を提出すれば謝金支払いの対象となるか？

A：対象となりません。謝金をお支払いできるのは、促進事業として活動実施前に利用申請書を提出していただいた場合に限りです。

5. お問い合わせ先

令和3年3月31日まで

◎ 鳥獣保護管理に係る人材登録事業運営事務局

〒130-8606東京都墨田区江東橋3-3-7

一般財団法人 自然環境研究センター内

TEL：03（6659）6339

E-Mail：chojujinzai@jwrc.or.jp

令和3年4月1日以降

◎ 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：代表 03（3581）3351 [内線6476]